



損害賠償請求事件

原告

被告 国 外 1 名

証 抱 説 明 書 (1)

令和 3 年 9 月 28 日

東京地方裁判所 民事 [REDACTED] 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田

弁護士 鄭 一

弁護士 河 村

弁護士 瀬 川

弁護士 小 林 貴

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

なお、原告らが既に提出した訴状において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用います。

記

号証	標目	原本 写し の別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
甲1	履歴事項全 部証明書	写し	R3.8.25	法務局登 記官	原告会社の事業内容、役員 構成。
甲2	安全保障貿 易管理ガイ ダンス [入門編] 第一版	写し	R3.3	経済産業 省	外為法による輸出規制の 概要。わが国の安全保障貿 易管理制度が国際輸出管 理レジームでの合意に基 づくものであること。経済 産業省が輸出者の該非判 定のためマトリクス表を 公表し、活用を促してい ること等。
甲3	コントロー ルリスト (デュアル ユース生物 化学装置及 び関連技 術・ソフト ウェア)	写し	R2.2.28	オースト ラリアグ ループ	AGにおいて合意されてい る噴霧乾燥器の規制要件。 AGにおいて合意されてい る滅菌(sterilization)及 び殺菌(disinfection)の 定義等。
甲4	政省令等改 正(2013年 10月15日 施行予定) の概要	写し	H25.9	経済産業 省	平成25年10月の輸出管 理規制関連の政省令改正 の趣旨。同回生が国際輸出 管理レジームの合意に基 づくものであること等。

甲 5	輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材第 6 版 (抜粋)	写し	H25. 12	一般財団法人安全保障貿易情報センター	本件要件ハの趣旨が製造前後における曝露の防止であること。CISTEC 発行のガイダンスにおいても、噴霧乾燥器にかかる滅殺菌要件について、本件通達解釈が適用される旨の記載がないこと等。
甲 6	輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材第 11 版 (抜粋)	写し	H31. 3	一般財団法人安全保障貿易情報センター	CISTEC 発行のガイダンスにおいても、噴霧乾燥器にかかる滅殺菌要件について、本件通達解釈が適用される旨の記載がないこと等。
甲 7	第十五改正日本薬局方 (抜粋)	写し	H18. 3. 31	厚生労働大臣	日本薬局方の定める微生物殺滅法の内容。乾熱による滅菌は、160℃以上を120分保つ必要があること。他方、消毒法 (disinfection)については、乾熱による消毒法は定められていないこと。さらに、「殺菌」についてはその概念の定義すらないこと等。

甲 8	2020 年度版 消毒と滅菌のガイドライン第4版(抜粋)	写し	R2. 2. 14	大久保憲等	講学上も、微生物殺滅法は滅菌と消毒に分類されており、「殺菌」なる微生物殺滅法は存在しないこと。微生物殺滅法において乾熱を用いたものは乾熱滅菌のみであり、乾熱消毒であるとか、乾熱殺菌といった手法は存在しないこと等。
甲 9	オーストラリアグループ共通規制リストハンドブック Vol. 2 生物兵器関連の共通規制リスト(抜粋)	写し	H26. 2	米国政府	米国政府発行の AG の解説本における噴霧乾燥器の規制に関する解説の内容。AG の規制対象である噴霧乾燥器の特色として、蒸気滅菌機能付きのもの及び薬液消毒機能付きのものが挙げられており、付属ヒーターの乾熱による殺菌については一切言及がないこと。薬液消毒機能付きのものは、滅菌と同程度の微生物殺滅効果を得ることができると手法であり、かつ、産業界において現に用いられているとされていること等。

甲 1 0	調査結果報告書（AG三カ国における AG 規制リストの国内法令への反映状況）	写し	R3. 1. 15	弁護士 小林貴樹	AG 規制リスト自体が国内法令へ未だ反映されていないトルコを除く、日本以外の AG 参加国の全てが、「殺菌 (Disinfected)」を薬液殺菌に限定する旨の定義規定を含んだ形で、AG 規制リストを国内法令に反映させていること等。
甲 1 1	輸出令及び貨物等省令のマトリクス	写し	H26 ころ	経済産業省	平成 26 年当時において公表されていたマトリクス表の内容。噴霧乾燥器の規制要件に関し、「滅菌又は殺菌をことができるもの」の解釈が示されていなかったこと等。
甲 1 2	貨物・技術一体化マトリックス表	写し	R2. 1 ころ	経済産業省	令和 2 年 1 月に公表されたマトリクス表の内容。噴霧乾燥器の規制要件に関し、本件解釈通達が追記されたこと等。
甲 1 3	輸出貿易管理令の運用について（経済産業省のホームページに掲載されているもの）	写し	R3. 1. 22	経済産業省	経済産業省がホームページ上で公表している運用通達において、用語解釈に関する定めは記載が省略されており、マトリクス表を参照するものとされていること等。

甲14	AG ホーム ページのス クリーンシ ヨット	写し	R3.9.4	原告ら訴 訟代理人	オーストラリアグループ 共通規制リストハンドブ ックが、AG のホームページ に「規制リストハンドブ ック」として掲載されてい ること等。
甲15	温度測定結 果報告書 [■]	写し	R2.10.19	[■]	本件噴霧乾燥器1の付属 ヒーターで内部に熱風を 送り込んだ場合に特に低 温となる箇所及びその温 度。本件噴霧乾燥器1の乾 燥室測定口は、付属ヒー ターで内部に熱風を送り続 けても53℃程度にしか 内部温度が上がらないこ と等。
甲16	温度測定結 果報告書 [■]	写し	R2.10.19	[■]	本件噴霧乾燥器2の付属 ヒーターで内部に熱風を 送り込んだ場合に特に低 温となる箇所及びその温 度。本件噴霧乾燥器2の乾 燥室測定口は、付属ヒー ターで内部に熱風を送り続 けても59℃程度にしか 内部温度が上がらないこ と等。

甲 17	温度測定結果報告書 〔 ████████ 〕	写し	R3. 3. 27 〔 ████████ 〕		本件噴霧乾燥器 1 の付属ヒーターで粉体が堆積した状態で内部に熱風を送り込んだ場合に特に低温となる箇所及びその温度。本件噴霧乾燥器 1 の乾燥室測定口は、粉体が堆積した状態で付属ヒーターで内部に熱風を送り続けても 35℃程度にしか内部温度が上がらないこと等。
甲 18	温度測定結果報告書 〔 ████████ 〕	写し	R3. 3. 27 〔 ████████ 〕		本件噴霧乾燥器 2 の付属ヒーターで粉体が堆積した状態で内部に熱風を送り込んだ場合に特に低温となる箇所及びその温度。本件噴霧乾燥器 2 の乾燥室測定口は、粉体が堆積した状態で付属ヒーターで内部に熱風を送り続けても 38℃程度にしか内部温度が上がらないこと等。
甲 19	実験結果報告書	写し	R3. 6. 21 〔 ████████ 〕 ら		粉体の状態の大腸菌を 50℃ 9 時間の条件で乾熱処理した場合、粉体層の厚さが少なくとも 1mm 以上であれば、大腸菌は死滅しないこと等。

甲20	実験結果報告書(■)	写し	R3.6.21	ら	本件噴霧乾燥器1において大腸菌の粉体を製造後、9時間の乾熱運転を実施したとしても、装置内部のすべての箇所の大腸菌の感染能力を破壊することはできないこと等。
甲21	実験結果報告書(■)	写し	R3.6.21	ら	本件噴霧乾燥器2において大腸菌の粉体を製造後、9時間の乾熱運転を実施したとしても、装置内部のすべての箇所の大腸菌の感染能力を破壊することはできないこと等。
甲22の1	粉体飛散状況報告書(■)	写し	R3.1.12	■	本件噴霧乾燥器1は、噴霧乾燥中及び製品回収時に粉体が飛散する構造であること等。
甲22の2	粉体飛散状況報告書(■)	写し	R3.1.12	■	本件噴霧乾燥器2は、噴霧乾燥中及び製品回収時に粉体が飛散する構造であること等。
甲23	報告書	原本	R3.9.3	■	警視庁公安部は、平成30年12月には、原告会社の複数の従業員から、原告会社の噴霧乾燥器には温度が特に上がりにくい箇所が存在する旨の指摘を受けていたこと等。

甲 2 4	報告書	原本	R3. 9. 3	[REDACTED]	警視庁公安部は、平成 30 年 12 月には、原告会社の複数の従業員から、原告会社の噴霧乾燥器には温度が特に上がりにくい箇所が存在する旨の指摘を受けていたこと等。
甲 2 5	報告書	原本	R3. 9. 3	[REDACTED]	警視庁公安部は、平成 30 年 12 月には、原告会社の複数の従業員から、原告会社の噴霧乾燥器には温度が特に上がりにくい箇所が存在する旨の指摘を受けていたこと等。
甲 2 6	報告書	原本	R3. 9. 3	[REDACTED]	警視庁公安部は、平成 30 年 12 月には、原告会社の複数の従業員から、原告会社の噴霧乾燥器には温度が特に上がりにくい箇所が存在する旨の指摘を受けていたこと等。
甲 2 7	電子メール ([REDACTED])	写し	H31. 1. 28	[REDACTED]	[REDACTED] は、平成 31 年 1 月 24 日ころ、警視庁公安部の取調べを受けた際、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

					と指摘していた こと等。
甲28の 1	押収品目録 交付書	写し	H30.10.3	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員 巡查部長 ████████	平成30年10月3日、本件 噴霧乾燥器の輸出に関し、 原告会社及び原告████████ らの自宅に対して捜索差 押えが行われ、大量の書 類、サーバー、パソコン等 が押収されたこと等。
甲28の 2	押収品目録 交付書	写し	H30.10.3	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員 警部補████ ████████	同上。
甲28の 3	押収品目録 交付書	写し	H30.10.3	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員 警部████ ████████	同上。
甲28の 4	押収品目録 交付書	写し	H30.10.3	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員	同上。

				巡査部長 [REDACTED]	
甲 28 の 5	押収品目録 交付書	写し	H30. 10. 3	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員 警部 [REDACTED] [REDACTED]	同上。
甲 29	押収品目録 交付書	写し	R1. 8. 8	警視庁公 安部外事 第一課司 法警察員 巡査 [REDACTED] [REDACTED]	捜索差押え以降、全面的に 警察の捜査に協力し、多数 の証拠を任意に提出した こと等。
甲 30	「回答結果 ①」と題す る書面	写し	R2. 3 ころ	[REDACTED]	同上。
甲 31	「事情聴 取」と題す る書面	写し	R2. 3 ころ	[REDACTED]	捜索差押え時から第一事 件での逮捕時までの1年 以上の間に、原告 [REDACTED] は 40回、原告 [REDACTED] は35 回、 [REDACTED] は18回もの任 意の取調べに協力すると ともに、この3名以外に も、原告会社従業員ら関係 者47名が任意の取調べ に協力しており、その回数

					は少なくとも延べ合計 2 64回に上ること等。
甲32	「回答結果 ②」と題す る書面	写し	R2.3ころ	[REDACTED]	任意の取調べの結果、少な くとも29名について警察官 面前調書が作成され たこと等。
甲33の 1	勾留状	写し	R2.3.13	東京地方 裁判所	令和2年3月12日、本件 被疑事実1について塚部 検事が原告[REDACTED]らの勾 留請求を行い、同月13 日、東京地裁により勾留決 定がされたこと等。
甲33の 2	勾留状	写し	R2.3.13	東京地方 裁判所	同上。
甲33の 3	勾留状	写し	R2.3.13	東京地方 裁判所	同上。
甲34	起訴状	写し	R2.3.31	東京地方 検察庁檢 察官檢事 [REDACTED]	令和2年3月31日、[REDACTED] 検事が原告会社らにつき 本件被疑事実1に関して 起訴したこと等。
甲35の 1	勾留状	写し	R2.5.28	東京地方 裁判所	令和2年5月27日、本件 被疑事実2について[REDACTED] 検事が原告[REDACTED]らの勾 留請求を行い、同月28

					日, 東京地裁により勾留決定がされたこと等。
甲35の2	勾留状	写し	R2.5.28	東京地方裁判所	同上。
甲35の3	勾留状	写し	R2.5.28	東京地方裁判所	同上。
甲36	追起訴状	写し	R2.6.15	東京地方検察庁検察官検事	令和2年6月15日, [REDACTED] 検事が原告会社らにつき 本件被疑事実2について 起訴したこと等。
甲37の1	保釈請求却下決定	写し	R2.4.8	東京地方裁判所	令和2年4月6日, 原告[REDACTED] [REDACTED]らが保釈請求を行つたが(1回目), 同月8日, 東京地方裁判所がこれを却下したこと等。
甲37の2	保釈請求却下決定	写し	R2.4.8	東京地方裁判所	同上。
甲37の3	保釈請求却下決定	写し	R2.4.8	東京地方裁判所	同上。
甲38の1	保釈請求却下決定	写し	R2.6.23	東京地方裁判所	令和2年6月18日, 原告[REDACTED] [REDACTED]らが保釈請求を行つたが(2回目), 同月23日, 東京地方裁判所がこれを却下したこと等。
甲38の2	保釈請求却下決定	写し	R2.6.23	東京地方裁判所	同上。
甲38の3	保釈請求却下決定	写し	R2.6.23	東京地方裁判所	同上。

甲39の 1	保釈請求却 下決定	写し	R2. 8. 31	東京地方 裁判所	令和2年8月26日,原告 らが保釈請求を行 ったが(3回目),同月3 1日,東京地方裁判所がこ れを却下したこと等。
甲39の 2	保釈請求却 下決定	写し	R2. 8. 31	東京地方 裁判所	同上。
甲39の 3	保釈請求却 下決定	写し	R2. 8. 31	東京地方 裁判所	同上。
甲40	保釈請求却 下決定	写し	R2. 10. 2	東京地方 裁判所	令和2年9月29日, が で あつたことから,緊急の治 療の必要性があるため保 釈請求を行ったが(につき4回目),同年10 月2日,東京地方裁判所が これを却下したこと等。
甲41	保釈請求却 下決定	写し	R2. 10. 21	東京地方 裁判所	令和2年10月19日, が であるこ とが判明し,緊急の治療の 必要性があるため保釈請 求を行ったが(につき5回目),同年10月2 1日,東京地方裁判所がこ れを却下したこと等。

甲42の 1	保釈請求却 下決定	写し	R2.12.4	東京地方 裁判所	令和2年12月1日,原告 らが保釈請求を行 つたが(4回目。■に ついては6回目),同月4 日,東京地方裁判所がこれ を却下したこと等。
甲42の 2	保釈請求却 下決定	写し	R2.12.4	東京地方 裁判所	同上。
甲42の 3	保釈請求却 下決定	写し	R2.12.4	東京地方 裁判所	同上。
甲43の 1	保釈許可決 定	写し	R2.12.28	東京地方 裁判所	令和2年12月25日,原 告■らが保釈請求を行 つたところ(5回目。■ については7回目), 同月4日,東京地方裁判所 がこれを認め保釈決定を 行ったこと等。
甲43の 2	保釈許可決 定	写し	R2.12.28	東京地方 裁判所	同上。
甲43の 3	保釈許可決 定	写し	R2.12.28	東京地方 裁判所	同上。
甲44の 1	準抗告決定	写し	R2.12.28	東京地方 裁判所	令和2年12月28日,原 告■の保釈を認め る保釈決定に対して検察 官が準抗告し,東京地方裁 判所がこれを認め,保釈決 定を取り消して保釈請求 を却下する旨の決定を行 ったこと等。

甲44の 2	準抗告決定	写し	R2.12.28	東京地方 裁判所	同上。
甲44の 3	準抗告決定	写し	R2.12.28	東京地方 裁判所	同上。
甲45の 1	保釈許可決 定	写し	R3.2.4	東京地方 裁判所	令和3年1月29日、原告 [REDACTED]らが保釈請求を行 ったところ（6回目。[REDACTED] [REDACTED]については8回目），同年2月4日、原告[REDACTED]及 び原告[REDACTED]について、東京 地方裁判所がこれを認め 保釈決定を行ったこと等。
甲45の 2	保釈許可決 定	写し	R3.2.4	東京地方 裁判所	同上。
甲46	申入書 配 達証明書付 ける	写し	R2.10.1	弁護人河 村尚	令和2年9月25日、[REDACTED] [REDACTED]は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]と診断 されたこと、及び東京拘置 所長に至急治療を行うよ う申し入れたこと等。
甲47	申入書 配 達証明書付 ける	写し	R2.10.6	弁護人河 村尚	令和2年10月1日、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

					及び東京拘置所長に至急治療を行うよう申し入れたこと等。
甲 4 8	申入書 配達証明書付き	写し	R2. 10. 8	弁護人河村尚	令和2年10月1日の[REDACTED] [REDACTED]と診断されて、同月7日に[REDACTED]に對してその旨が告知された、及び東京拘置所長に至急治療を行うよう申し入れたこと等。
甲 4 9	申入書 配達証明書付き	写し	R2. 10. 19	弁護人河村尚	同上。
甲 5 0	申入書 配達証明書付き	写し	R2. 10. 21	弁護人河村尚	同上。
甲 5 1	勾留執行停止決定	写し	R2. 10. 9	東京地方裁判所	令和2年10月9日、[REDACTED] [REDACTED]につき、東京地裁より勾留執行停止決定がなされたこと(令和2年10月16日午前8時から午後4時まで)等。
甲 5 2	診断書	写し	R2. 10. 16	[REDACTED]	令和2年10月16日、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

					と診断されたこと等。
甲 5 3	勾留執行停止決定	写し	R2. 10. 28	東京地方裁判所	令和2年10月28日, [REDACTED]につき, 東京地裁より勾留執行停止決定がなされたこと(令和2年同年11月5日から同月20日まで)等。
甲 5 4	勾留執行停止決定	写し	R2. 11. 16	東京地方裁判所	[REDACTED]の勾留執行停止期間が延長されたこと等。
甲 5 5	勾留執行停止決定	写し	R2. 12. 9	東京地方裁判所	[REDACTED]の勾留執行停止期間が延長されたこと等。
甲 5 6	死亡診断書	写し	R3. 2. 7	[REDACTED]	令和3年2月7日, [REDACTED]が[REDACTED]のため死亡したこと等。
甲 5 7	除籍謄本	原本	R3. 8. 18	[REDACTED]	[REDACTED]の相続人は, 同人の妻である原告[REDACTED], 子である原告[REDACTED]及び原告[REDACTED]の3名であり, その他に相続人はいないこと等。
甲 5 8	除籍謄本	原本	R3. 8. 18	[REDACTED]	同上。
甲 5 9	改製原戸籍	原本	R3. 8. 13	[REDACTED]	同上。
甲 6 0	除籍謄本	原本	R3. 8. 12	[REDACTED]	同上。

甲 6 1	戸籍謄本	原本	R3. 8. 12		同上。
甲 6 2	戸籍謄本	原本	R3. 8. 17		同上。
甲 6 3	戸籍謄本	原本	R3. 8. 12		同上。
甲 6 4 の 1	決定（第一 事件を公判 前整理手続 に付する決 定）	写し	R2. 4. 27	東京地方 裁判所刑 事第 13 部 裁判所裁 判官渡邊 一昭	第一事件が公判前整理手 続に付されたこと等。
甲 6 4 の 2	決定（第二 事件を公判 前整理手続 に付する決 定）	写し	R2. 6. 23	東京地方 裁判所刑 事第 13 部 裁判所裁 判官渡邊 一昭	第二事件が公判前整理手 続に付されたこと等。
甲 6 5	打合せメモ (第 1 回)	写し	R2. 10. 8	東京地方 裁判所刑 事第 13 部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第 1 回打合せ期日の経過 等。
甲 6 6	打合せメモ (第 2 回)	写し	R2. 11. 20	東京地方 裁判所刑 事第 13 部 裁判所書	第 2 回打合せ期日の経過 等。

				記官長谷 川健夫	
甲 6 7	打合せメモ (第3回)	写し	R2. 12. 28	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第3回打合せ期日の経過 等。
甲 6 8	打合せメモ (第4回)	写し	R3. 1. 25	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第4回打合せ期日の経過 等。
甲 6 9	打合せメモ (第5回)	写し	R3. 3. 8	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第5回打合せ期日の経過 等。
甲 7 0	打合せメモ (第6回)	写し	R3. 4. 15	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第6回打合せ期日の経過 等。

甲71	打合せメモ (第7回)	写し	R3.5.17	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第7回打合せ期日の経過等。
甲72	打合せメモ (第8回)	写し	R3.6.23	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第8回打合せ期日の経過等。
甲73	第1回公判 前整理手続 調書(手続)	写し	R3.6.23	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第1回公判前整理手続期 日の経過等。
甲74	第2回公判 前整理手続 調書(手続)	写し	R3.7.16	東京地方 裁判所刑 事第13部 裁判所書 記官長谷 川健夫	第2回公判前整理手続期 日の経過等。
甲75	証明予定事 実記載書	写し	R2.5.18	検察官■ ■	証明予定事実記載書の内 容等。
甲76	証明予定事 実記載書2	写し	R2.6.30	検察官■ ■	検察官が当初採用してい た本件要件ハの解釈論お

					および本件要件ハ該当性に関する証明予定事実等。
甲 7 7	証明予定事実記載書 3	写し	R2. 10. 26	検察官 [REDACTED] [REDACTED]	同上。
甲 7 8	証明予定事実記載書 4	写し	R3. 2. 25	検察官 [REDACTED] [REDACTED]	検察官の採用する本件要件ハの解釈論および本件要件ハに関する証明予定事実が変遷したこと等。
甲 7 9	予定主張記載書面(1)	写し	R2. 8. 14	弁護士 高田剛ほか 5名	弁護人が、本件各噴霧乾燥器は曝露防止措置が採られておらず、また90℃にも至らない箇所が内部に存在すること等を主張したこと等。
甲 8 0	予定主張記載書面(2)	写し	R2. 11. 6	弁護士 高田剛ほか 5名	予定主張記載書面の内容等。
甲 8 1	予定主張記載書面(3)	写し	R3. 1. 18	弁護士 高田剛ほか 5名	弁護人が、本件各噴霧乾燥器が曝露防止措置を採られていないことに関して主張した内容等。
甲 8 2	予定主張記載書面(5)	写し	R3. 5. 28	弁護士 高田剛ほか 5名	予定主張記載書面の内容等。
甲 8 3	予定主張記載書面(6)	写し	R3. 6. 22	弁護士 高田剛ほか 5名	予定主張記載書面の内容等。

甲 8 4	予定主張記載書面(7)	写し	R3. 7. 15	弁護士高田剛ほか5名	予定主張記載書面の内容等。
甲 8 5	証拠開示請求書	写し	R3. 5. 18	弁護士高田剛ほか4名	弁護人が検察官に対して、検査メモのうち、噴霧乾燥器メカニ、噴霧乾燥器ユーザー及び研究機関等から聴取した内容等が記載されたものを開示するよう請求したこと等。
甲 8 6	証拠開示請求書	写し	R3. 5. 24	弁護士高田剛ほか4名	弁護人が検察官に対して、検査メモのうち、噴霧乾燥器の輸出規制に関する貨物等省令の改正経緯及び当該規制の解釈等について経済産業省及びC I S T E Cから聴取した内容が記載されたものを開示するよう請求したこと等。
甲 8 7	証拠開示命令請求書	写し	R3. 6. 22	弁護士高田剛ほか4名	弁護人が裁判所に対して、検察官が証拠開示を行わなかった場合に、検察官に開示命令を行うよう請求したこと等。
甲 8 8	証拠一覧表の交付について (9)	写し	R3. 7. 14	検察官■ ■■■	経済産業省関係者から聴取した内容に関する検査メモが計13通、C I S T E C関係者から聴取した

					内容に関する検査メモが 計4通存在したこと等。
甲89	(検察) 証拠調べ請求書(甲1 ~36,乙1 ~36)	写し	R2.5.18	検察官■ ■	証拠調べ請求書の内容等。
甲90	(検察) 証拠調べ請求書(甲37 ~72,乙37 ~38)	写し	R2.6.30	検察官■ ■	証拠調べ請求書の内容等。
甲91	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁1 ~2)	写し	R2.10.19	弁護士高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲92	(検察) 証拠調べ請求書(甲73 ~77)	写し	R2.12.17	検察官■ ■	証拠調べ請求書の内容等。
甲93	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁3 ~17)	写し	R3.1.18	弁護士高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲94	(検察) 証拠調べ請求書(甲78 ~79)	写し	R3.2.25	検察官■ ■	証拠調べ請求書の内容等。

甲 9 5	(検察) 証拠調べ請求書(甲 80 ~88)	写し	R3. 3. 26	検察官 [REDACTED] [REDACTED]	証拠調べ請求書の内容等。
甲 9 6	(検察) 証人等尋問 請求書	写し	R3. 3. 26	検察官 [REDACTED] [REDACTED]	証拠調べ請求書の内容等。
甲 9 7	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁 18 ~19)	写し	R3. 3. 30	弁護士 高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲 9 8	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁 20 ~28)	写し	R3. 5. 7	弁護士 高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲 9 9	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁 29 ~30)	写し	R3. 5. 7	弁護士 高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲 1 0 0	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁 31 ~46 の 8)	写し	R3. 5. 28	弁護士 高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲 1 0 1	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁 (人) 1)	写し	R3. 6. 10	弁護士 高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。

甲102	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁48~50,弁(人)2~3)	写し	R3.6.21	弁護士高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲103	(弁護人) 証拠調べ請求書(弁51~66)	写し	R3.6.22	弁護士高 田剛ほか 4名	証拠調べ請求書の内容等。
甲104	進行に関する上申書	写し	R3.6.18	検察官 [REDACTED]	検察官が、冒頭陳述を行うことが困難との理由から全ての期日を2か月程度延期することを求めたこと等。
甲105	進行に関する上申書②	写し	R3.6.21	検察官 [REDACTED]	同上。
甲106	進行に関する意見書	写し	R3.6.21	弁護士高 田剛ほか 4名	進行に関する上申書に対する弁護人らの反論の内容等。
甲107	進行に関する意見書2	写し	R3.6.22	弁護士高 田剛ほか 4名	同上。
甲108	公訴取消申立書	写し	R3.7.30	検察官 [REDACTED]	検察官[REDACTED]より本件要件ハ該当性の立証困難を理由とする公訴取消が申し立てられたこと等。

甲109	「不正輸出で起訴取り消し 東京地検『捜査に反省点』と題する記事	写し	R3.7.31	株式会社 日本経済 新聞社	東京地検公判部が報道機関に対して発表した、公訴取消しの理由等。
甲110	「無許可輸出で立件も地検が起訴取り消し 勾留 10 力月超」と題する記事	写し	R3.7.31	株式会社 朝日新聞社	同上。
甲111	公訴棄却決定	写し	R3.8.2	東京地方 裁判所刑 事第 13 部裁判長 裁判官平 出喜一ほか 2名	本件各事件につき公訴棄却決定がなされたこと等。
甲112	公判期日取消決定	写し	R3.8.2	東京地方 裁判所刑 事第 13 部裁判長 裁判官平 出喜一ほか 2名	本件各事件につき第1回公判期日の取消決定がなされたこと等。

甲113 の1	「スプレー ドライヤ不 正輸出の疑 い、メーカー 一社長ら逮 捕へ」と題 する記事	写し	R2.3.11	株式会社 朝日新聞 社	原告 [REDACTED] らの逮捕が、同 人らの実名とともに複数 の報道機関により報道さ れたこと等。
甲113 の2	「軍事転用 可能な装置 中国に不正 輸出の疑い メーカー社 長ら逮捕」 と題する記 事	写し	R2.3.11	日本放送 協会	同上。
甲113 の3	「軍事転用 可能な装 置、中国へ 不正輸出疑 い 会社幹 部ら逮捕 警視庁」と 題する記事	写し	R2.3.11	株式会社 産業経済 新聞社	同上。
甲113 の4	「軍事転用 可能機、中 国に不正輸 出 容疑で メーカー社 長ら逮捕一	写し	R2.3.11	株式会社 時事通信 社	同上。

	「審視庁」と題する記事				
甲114 の1	「外為法違反罪で社長ら起訴 軍事転用可能機器不正輸出」と題する記事	写し	R2.3.31	株式会社 産業経済 新聞社	原告 [REDACTED] らの起訴が、同人らの実名とともに報道機関により報道されたこと等。
甲114 の2	「【独自】生物兵器に転用可能な精密機械韓国にも不正輸出で再逮捕」と題する記事	写し	R2.5.26	株式会社 フジテレ ビジョン	原告 [REDACTED] らの再逮捕が、同人らの実名とともに複数の報道機関により報道されたこと等。
甲114 の3	「軍事転用できる乾燥機、韓国にも輸出容疑3人再逮捕」と題する記事	写し	R2.5.26	株式会社 朝日新聞 社	同上。

甲114 の4	「軍事転用 可能装置 韓国にも不 正輸出容疑 メーカー社 長ら再逮 捕」と題す る記事	写し	R2.5.26	日本放送 協会	同上。
甲114 の5	「警視庁、 不正輸出容 疑で再逮 捕」と題す る記事	写し	R2.5.27	株式会社 日本經濟 新聞社	同上。
甲114 の6	「兵器転用 可能装置を 不正輸出疑 い」と題す る記事	写し	R2.5.26	ロイタ ー・ニュ ース・ア ンド・メ ディア・ ジャパン 株式会社	同上。
甲115 の1	給与支払明 細書 (R2.3 月分)	写し	R2.3.25	原告会社	原告 [REDACTED] の代表取締役 報酬が、当初、月額 [REDACTED] [REDACTED] 円であったこと。原告 [REDACTED] [REDACTED] の代表取締役報酬が、 令和3年4月1日以降、月 額 [REDACTED] 円に減額され たこと。原告 [REDACTED] の逮捕 後も、原告会社が同人に対

					し、代表取締役報酬を支払っていたこと等。
甲115 の2	給与支払明 細書 (R2.4 月分)	写し	R2.4.24	原告会社	同上。
甲115 の3	給与支払明 細書 (R2.5 月分)	写し	R2.5.25	原告会社	同上。
甲115 の4	給与支払明 細書 (R2.6 月分)	写し	R2.6.25	原告会社	同上。
甲115 の5	給与支払明 細書 (R2.7 月分)	写し	R2.7.22	原告会社	同上。
甲115 の6	給与支払明 細書 (R2.8 月分)	写し	R2.8.25	原告会社	同上。
甲115 の7	給与支払明 細書 (R2.9 月分)	写し	R2.9.25	原告会社	同上。
甲115 の8	給与支払明 細書 (R2.10月 分)	写し	R2.10.23	原告会社	同上。

甲115 の9	給与支払明 細書 (R2.11月 分)	写し	R2.11.25	原告会社	同上。
甲115 の10	給与支払明 細書 (R2.12月 分)	写し	R2.12.25	原告会社	同上。
甲115 の11	給与支払明 細書 (R3.1 月分)	写し	R3.1.25	原告会社	同上。
甲115 の12	給与支払明 細書 (R3.2 月分)	写し	R3.2.25	原告会社	同上。
甲115 の13	給与支払明 細書 (R3.3 月分)	写し	R3.3.25	原告会社	同上。
甲115 の14	給与支払明 細書 (R3.4 月分)	写し	R3.4.23	原告会社	同上。
甲115 の15	給与支払明 細書 (R3.5 月分)	写し	R3.5.25	原告会社	同上。
甲115 の16	給与支払明 細書 (R3.6 月分)	写し	R3.6.25	原告会社	同上。
甲115 の17	給与支払明 細書 (R3.7 月分)	写し	R3.7.21	原告会社	同上。

甲116	顧問契約書	写し	H31.4.1	原告会社	████████が原告会社の顧問に就任しており、最終の顧問契約期間が令和2年3月31日まで、顧問報酬が月額████円であったこと等。
甲117	給与支払明細書（R2.3月分）	写し	R2.3.25	原告会社	████の顧問報酬が月額████円であったこと。████の逮捕後も、原告会社が同人に対し、令和2年3月31日まで報酬を支払っていたこと等。
甲118 の1	給与支払明細書（R2.3月分）	写し	R2.3.25	原告会社	原告████の取締役報酬が、当初、月額████円であったこと。原告████の取締役報酬が、令和2年7月1日以降、月額████円に減額されたこと。原告████の報酬が、令和3年4月1日以降、月額████円に減額されたこと。原告████の逮捕後も、原告会社が同人に對し、報酬を支払っていたこと等。
甲118 の2	給与支払明細書（R2.4月分）	写し	R2.4.24	原告会社	同上。

甲118 の3	給与支払明 細書 (R2.5 月分)	写し	R2.5.25	原告会社	同上。
甲118 の4	給与支払明 細書 (R2.6 月分)	写し	R2.6.25	原告会社	同上。
甲118 の5	給与支払明 細書 (R2.7 月分)	写し	R2.7.22	原告会社	同上。
甲118 の6	給与支払明 細書 (R2.8 月分)	写し	R2.8.25	原告会社	同上。
甲118 の7	給与支払明 細書 (R2.9 月分)	写し	R2.9.25	原告会社	同上。
甲118 の8	給与支払明 細書 (R2.10月 分)	写し	R2.10.23	原告会社	同上。
甲118 の9	給与支払明 細書 (R2.11月 分)	写し	R2.11.25	原告会社	同上。
甲118 の10	給与支払明 細書 (R2.12月 分)	写し	R2.12.25	原告会社	同上。

甲118 の11	給与支払明 細書 (R3.1 月分)	写し	R3. 1. 25	原告会社	同上。
甲118 の12	給与支払明 細書 (R3.2 月分)	写し	R3. 2. 25	原告会社	同上。
甲118 の13	給与支払明 細書 (R3.3 月分)	写し	R3. 3. 25	原告会社	同上。
甲118 の14	給与支払明 細書 (R3.4 月分)	写し	R3. 4. 23	原告会社	同上。
甲118 の15	給与支払明 細書 (R3.5 月分)	写し	R3. 5. 25	原告会社	同上。
甲118 の16	給与支払明 細書 (R3.6 月分)	写し	R3. 6. 25	原告会社	同上。
甲118 の17	給与支払明 細書 (R3.7 月分)	写し	R3. 7. 21	原告会社	同上。
甲119	「噴霧乾燥 テスト費用 及び受託加 工基本料 金」と題す る資料	写し	H28. 9. 21	原告会社	原告会社は、同社製の各噴霧乾燥器について、ユーザーが試験を実施する場合の使用料を定めた規程を設け実際に運用していること。使用料規程において、[REDACTED] 及び [REDACTED] の試験にかかる費用は、1回

					目から4回目までは10万円, 5回目以降は15万円であること等。
甲120	「購入品検索結果」と題する資料	写し	R2.8.17	原告会社	本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するための試験にあたり, 原告会社が購入した試験機材が, 合計199万7964円であること等。
甲121	「人件費」と題する資料	写し	R3.9.6	原告会社	本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するための試験にあたり, 原告会社が負担した人件費が, 合計 [REDACTED] 円であること等。
甲122 の1	精算及び出張概要報告書	写し	R2.4.1	[REDACTED]	本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するための試験にあたり, 原告会社が負担した交通費, 宿泊費その他費用が, 合計 [REDACTED] 円であること等。

甲122 の2	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.4.16	[REDACTED]	同上。
甲122 の3	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.4.27	[REDACTED]	同上。
甲122 の4	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.4.30	[REDACTED]	同上。
甲122 の5	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.5.25	[REDACTED]	同上。
甲122 の6	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.5.27	[REDACTED]	同上。
甲122 の7	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.6.8	[REDACTED]	同上。
甲122 の8	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.6.15	[REDACTED]	同上。
甲122 の9	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.6.22	[REDACTED]	同上。
甲122 の10	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.6.29	[REDACTED]	同上。

甲122 の11	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.7.13	[REDACTED]	同上。
甲122 の12	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.7.17	[REDACTED]	同上。
甲122 の13	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.7.22	[REDACTED]	同上。
甲122 の14	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.7.29	[REDACTED]	同上。
甲122 の15	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.8.3	[REDACTED]	同上。
甲122 の16	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.8.7	[REDACTED]	同上。
甲122 の17	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.8.17	[REDACTED]	同上。
甲122 の18	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.9.7	[REDACTED]	同上。
甲122 の19	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.9.15	[REDACTED]	同上。

甲122 の20	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2.11.2	[REDACTED]	同上。
甲122 の21	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.2.10	[REDACTED]	同上。
甲122 の22	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.2.16	[REDACTED]	同上。
甲122 の23	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.3.1	[REDACTED]	同上。
甲122 の24	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.3.18	[REDACTED]	同上。
甲122 の25	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.5.12	[REDACTED]	同上。
甲122 の26	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.5.31	[REDACTED]	同上。
甲122 の27	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.6.14	[REDACTED]	同上。
甲122 の28	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.6.28	[REDACTED]	同上。

甲122 の29	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 7. 19	[REDACTED]	同上。
甲123 の1	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 8. 24	[REDACTED] [REDACTED]	同上。
甲123 の2	精算及び出 張概要報告 書	写し	R2. 10. 23	[REDACTED] [REDACTED]	同上。
甲123 の3	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 2. 12	[REDACTED] [REDACTED]	同上。
甲123 の4	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 5. 13	[REDACTED] [REDACTED]	同上。
甲123 の5	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 8. 16	[REDACTED] [REDACTED]	同上。
甲124 の1	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 4. 9	[REDACTED]	同上。
甲124 の2	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 4. 16	[REDACTED]	同上。
甲124 の3	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3. 5. 11	[REDACTED]	同上。

甲124 の4	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.5.31	[REDACTED]	同上。
甲124 の5	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.6.11	[REDACTED]	同上。
甲124 の6	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.6.28	[REDACTED]	同上。
甲124 の7	精算及び出 張概要報告 書	写し	R3.7.19	[REDACTED]	同上。
甲125 の1	御請求書 (R2.3月 分)	写し	R2.4.2	弁護士 高田剛	原告会社が、本件各事件に ついての原告会社らの弁 護人らに対して、令和3年 3月11日から令和3年 7月31日までの間に、弁 護士報酬及び費用として、 合計7565万8586 円であること等。
甲125 の2	御請求書 (R2.4月 分)	写し	R2.5.6	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の3	御請求書 (R2.5月 分)	写し	R2.6.3	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の4	御請求書 (R2.6月 分)	写し	R2.7.3	弁護士 高田剛	同上。

甲125 の5	御請求書 (R2.7月 分)	写し	R2.8.6	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の6	御請求書 (R2.8月 分)	写し	R2.9.4	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の7	御請求書 (R2.9月 分)	写し	R2.10.6	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の8	御請求書 (R2.10月 分)	写し	R2.11.4	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の9	御請求書 (R2.11月 分)	写し	R2.12.2	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の10	御請求書 (R2.12月 分)	写し	R3.1.6	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の11	御請求書 (R3.1月 分)	写し	R3.2.4	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の12	御請求書 (R3.2月 分)	写し	R3.3.2	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の13	御請求書 (R3.3月 分)	写し	R3.4.5	弁護士 高田剛	同上。

甲125 の14	御請求書 (R3.4月 分)	写し	R3.5.6	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の15	御請求書 (R3.5月 分)	写し	R3.6.3	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の16	御請求書 (R3.6月 分)	写し	R3.7.5	弁護士 高田剛	同上。
甲125 の17	御請求書 (R3.7月 分)	写し	R3.8.4	弁護士 高田剛	同上。
甲126 の1	出入金明細 照会 (R2.3 月分)	写し	R2.4.30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の2	出入金明細 照会 (R2.4 月分)	写し	R2.5.29	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の3	出入金明細 照会 (R2.5 月分)	写し	R2.6.30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の4	出入金明細 照会 (R2.6 月分)	写し	R2.7.31	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の5	出入金明細 照会 (R2.7 月分)	写し	R2.8.31	株式会社 みずほ銀 行	同上。

甲126 の6	出入金明細 照会 (R2.8 月分)	写し	R2. 9. 30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の7	出入金明細 照会 (R2.9 月分)	写し	R2. 10. 30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の8	出入金明細 照会 (R2.10月 分)	写し	R2. 11. 30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の9	出入金明細 照会 (R2.11月 分)	写し	R2. 12. 30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の10	出入金明細 照会 (R2.12月 分)	写し	R3. 2. 1	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の11	出入金明細 照会 (R3.1 月分)	写し	R3. 2. 26	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の12	出入金明細 照会 (R3.2 月分)	写し	R3. 3. 31	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の13	出入金明細 照会 (R3.3 月分)	写し	R3. 4. 30	株式会社 みずほ銀 行	同上。

甲126 の14	出入金明細 照会 (R3.4 月分)	写し	R3.5.31	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の15	出入金明細 照会 (R3.5 月分)	写し	R3.6.30	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の16	出入金明細 照会 (R3.6 月分)	写し	R3.8.3	株式会社 みずほ銀 行	同上。
甲126 の17	出入金明細 照会 (R3.7 月分)	写し	R3.8.31	株式会社 みずほ銀 行	同上。

以上